

第40回議会運営委員会記録

令和2年9月11日

【開催日】 令和2年9月11日（金）

【開催場所】 大会議室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時15分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
傍聴議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介	議事係書記	原田尚枝

【付議事項】

- 1 要望書（新型コロナ及び熱中症対策について）について・・・資料1
- 2 陳情書の取下げについて・・・資料2
- 3 市議会議員の発言について
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（お願い）
- 5 山陽小野田市議会基本条例について
- 6 その他

午前10時 開会

笹木慶之委員長 皆さんおはようございます。第40回の議会運営委員会を開

催します。本日の付議事項は5件とその他になっております。それぞれ重要な案件ですから、しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。まず1点目の要望書(新型コロナ及び熱中症対策について)を議題とします。資料1を御覧ください。山陽小野田生活と健康を守る会会長中島好人さんから、新型コロナ及び熱中症対策についてという要望書が出ております。これについてどのように取り計らひまいしょうか。

高松秀樹委員 コロナ特別委員会を受けたらいいと思ひます。

笹木慶之委員長 今、内容に従って、コロナ対策特別委員会だと発言がありましたが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのようにいたします。2点目の陳情書の取下げについてを議題とします。資料2を御覧いただきたいと思ひます。先般、陳情者である樋口晋也様から陳情書が出ておりましたが、本件について取下げ書が出てまいりました。内容等については記載のとおりですが、この取扱いについていかがまいしょうか。

中村議会事務局議事係長 取下げは陳情者の御意思ですので、取扱いというよりは出たということ、取り下げられたっていう事実ということによろしいんじゃないかと思ひます。この取り下げられたことによって、どうするかということではなくて、この方がこの陳情について、もう、かなえていただかなくてもいいという御意思であるので。その確認だけでよろしいと思ひます。

笹木慶之委員長 もちろんそうなんですが、それに加えて、意見があればということで申し上げたわけです。

高松秀樹委員 意見はありません。事務局の言われるとおりの取扱いでいいと思ひます。

笹木慶之委員長　ということで取り下げられたという事実をもって処理したいということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

河野朋子委員　手続上はそうなると思うんですけど、一応議会に出されて、まだ審査もされない時点で取り下げられるっていうことは、これまでそういった事例が記憶にないんですけど、その辺りはいかがでしょうか、そういった事例が今まであったのでしょうか。ちょっとその確認です。

笹木慶之委員長　事務局のほうで、そういう事例はどのように。

中村議会事務局議事係長　請願で一、二年前にエアコンの取付けに関するものが一度あったと思います。あれは採択後に取下げがありました。審査前ってなると、ちょっと私が来てからは記憶にはありませんが、最初に申したとおり、請願・陳情については、その願意をかなえてほしいということで出されているものです。その方がもうかなえなくていいという御意思で出されているものは尊重すべきだと思いますので、先ほど最初に説明したとおりでよろしいんじゃないかなっていうお話をさせていただいております。

笹木慶之委員長　そ上によって審査に入ろうと入るまいと、そ上についた事実をもってとなれば、先ほどエアコンのことと一緒になんですよね。本人の意思が働いてくれば、取下げということを尊重せざるを得ないということですね。

伊場勇委員　議会で取り上げて、取り下げるやり方として、それは報告だけでもう終わりということで、どこでそういうふうに報告をするのかとか、今、そういうのが分からないんで聞いたんですけど。

笹木慶之委員長　最初に陳情書を議長に出されて、議長から議運に回ってきて、そして審査するということですよ。今度また同じように議長に出した

ものを取り下げますということで、ここで取下げについて審査すると、審査といいますか取下げがあったということですからね、それ以上のことはありませんから、ということになろうと思います。だから、報告とすれば取下げがあったと報告せざるを得ないということになろうと思いますね。

伊場勇委員では、その報告は、こういった場でどういうふうにするのが通例なんでしょうか。

笹木慶之委員長 それは全協で取下げがあったという事実を報告せざるを得ないでしょう。今回議題に上がっているわけですから。

高松秀樹委員 これ、本会議の議題になっていないよね。

中村議会事務局議事係長 なっておりません。請願は議題として付託報告を議長から行いますけど、陳情・要望については議場で全く述べておりません。配付表を配付しておるのみです。ただ、調査委員会の決定を議運でしているということで、全協で報告は行っております。本会議での議題には上がっていません、現在。

高松秀樹委員 議題に上がっていれば、恐らく議会の承認が必要だと思うんです。今の話では議題に上がってないという状況ですよ。ということは、議会の承認までは必要なく、いわゆる議長の承認とか議長の諮問機関である議会運営委員会での正式決定が必要と見ていいんですかね。

中村議会事務局議事係長 一応、そのように理解をしております。

笹木慶之委員長 ということで、取下げをするということでいいかということと、それに関連することはないのかということ、そこをしておかないと曖昧になっちゃいけませんからということですね。前回も陳情書が出

てきたときに配付していますよね。今度は、取下げになったことを配付するという形で周知する方法で取り扱う。取下げということで決まっていけばそうなりますということですよ。ということでよろしいですか（「はい」と呼ぶ者あり）。それでは、本件はそのように取り扱わせていただきます。3番目の市議会議員の発言についてを議題とします。漠然とした事案になっていますが、事務局から、少し説明をしてもらえませんか。多分これは例の市長から出てきた、それに関連することかと思うんですけど。

中村議会事務局議事係長 報告っていうのは、今定例会の前の議運のときにお配りした資料の内容ということでしょうか。

笹木慶之委員長 それでいいんです。ただ、これ新たなもののように見えるからね。市議会議員の発言についてということだけであると。

中村議会事務局議事係長 議運で取り扱うとなったはずですので、今日ここで協議すべきではないかなと思います。前回の議運のときにそのように決めております。

笹木慶之委員長 だからその辺りを言わないと分からないんじゃないかというので今言ったわけ。これだけぽんと出てきてもね。（「分かりますよ」と呼ぶ者あり）分かりますか。このことについてを議題とします。

河野朋子委員 前回、これについては先ほどの陳情者も出された内容とほとんど同じことを含んでいるので、陳情書を取り扱う中でこれも含まれるので、あのとき議運で併せて議論していくべきと発言したんですけど、先ほどの陳情書を取り下げられたとなると、その辺の関連が少しまた変わってくるし、先日、議員が謝罪されたとも聞きましたので、その辺の取扱いが、前回の議運の議論と少し変わってくるので、その辺りをここで協議してどうするかっていうのを考えなくちゃいけないと思います。私

は2番と関連して、取下げもされましたし、御本人も謝罪をされたということなので、もうあえて議運でこれ以上取り上げることはどうなのかなと思っています。皆さんの御意見を聞かせていただけたらと思います。

笹木慶之委員長 河野委員からそのような意見がありました。ほかの皆さん、いかがお考えでしょうか。

伊場勇委員 山田議員は謝罪されたわけで、それに対して出された市長側、執行部側から何か報告はないんですかね。出しましたが、ちゃんと謝罪がありましたんで、この件についてはとか、そういうところの何か意見かが上がってきているのかどうか。その辺どうなんですか。

笹木慶之委員長 議運とすれば議長から何ら指示はありません。

長谷川知司副委員長 伊場委員が言われたように、やはり文書で出てきたことに対して、該当する山田議員が市長に謝られたということは全協でも報告がありましたが、それで市長が納得された、あるいは、もうこれについては不問に付すといったものがないとやっぱりまずいかなと思います。

笹木慶之委員長 副委員長からそのような発言がありましたが、関連した御意見はありませんか。これと関連して全体で考えるならば確かに関連した事項であるけれども、出された発信者が全然別ということで、片方については取下げがされて、それはそれでいいんですけど、片方はその文書に対しての対応がその後されてないということについては、私もそれ以上のことを言えないわけです。したがって、これについてどのように対処すべきかということなんです。

伊場勇委員 特に市長側から何もないのであれば、この文書に対して議会、まず議運としてその返事を書く必要があるかと思うので、山田議員はしっかり謝罪されたということと、その下の上記の理由によりっていうとこ

ろに、強く指導していただきますようお願い申し上げますというところ
に対しての返答を出すべきかなと思います。これをそのままもう取り扱
わないっていうのはどうなのかなと思います。

笹木慶之委員長 ちょっと確認しますが、返事を出すっていうのは、誰が誰に
ですか。

伊場勇委員 最終的には議長から市長に対してです。

笹木慶之委員長 これは返事を求められていないですよ。要請されただけであ
って。回答を求められていない。

伊場勇委員 文書で来たから文書で返すのが筋かなと思ったので、そういう意
見です。

笹木慶之委員長 そのような意見がありました、ほかにはありませんか。

奥良秀委員 市長からの文書で、下から3行目まではごもつともかなと思いま
す。その下からのそういう発言があったっていうのは確かにそうだった
と思うんですけど、ほかの議員に対して強く指導していただきますよう
っていうことがあるんですけど、そこが私は意味がよく分からないので、
ここに関しては特に取り上げる必要性はないと思います。

笹木慶之委員長 今、最後の3行の部分についての対応というか考え方が特に
示されましたが、その点も含めていかがでしょうか。あえて私がこう
言うのであればかもしれませんが、非常に原点の問題でして、奥委員が言わ
れることも分からんでもないんですけど、改めてここでどうこうという
ことが果たして必要なのかどうなのかという部分ですね。何を指して何
を捉えて言っておられるのかなという気がせんでもないんですけどね。い
かがでしょうか。

高松秀樹委員 いろいろ意見がありましたけども、僕自身は非常に簡単で、本会議場において冒頭に議長が議員の発言について、しっかりしなさいというようなことを言う。これだけかなって思ったんですよ。ただ、伊場委員が文書で来たものは文書で返すのが筋じゃないかっていうのも、よくよく考えればもっともな話で、そういう文書を議長から市長宛てに出すと。それが丁寧な取扱いと言えれば丁寧な取扱いになると思います。その上で、本会議場でこの発言について議長が一言物申すということになると思うんですが、恐らく河野委員はこの発言について、一体、ここの品位を保持するとか責任ある発言をというところが何を指すのかっていうことを多少議論したほうがいいんじゃないのかっていう意見かもしれませんが、そこをどうしていくのかっていうところは考えますけど、僕自身としては、当然の話の中で更にここで議論を深めるのではなくて議長から本会議場で、そういう言葉を冒頭に一言添えればいいのかっていう程度に思っています。

笹木慶之委員長 今の高松委員の発言からしますと、一応文書で返すということですね。そして、同様のことについて議場で議長から発言してもらうということですか。

高松秀樹委員 当初は文書で返す必要はないと思っていましたけど、話を聞くと丁寧な運びになるのであったら、文書で返すことも行うほうがいいかなと思います。

笹木慶之委員長 そのような意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

長谷川知司副委員長 下から3行で、これについては具体的に何ということとは言われておりません。ただ、常識としては、当然私たちもそれはきちんと責任ある発言をしないといけないと思いますが、それを議長あるいは委員会においては委員長が言うということは、自由な発言を妨げること

になると思うんです。だから、おかしな発言があれば、そこは議長が議事整理権、委員長もまた議事整理権でもって訂正、あるいは言葉を変えるように指導する。その場ですればいいんであって会議でこれを言うということは、議員の発言を何か妨げるような感じがします。だからこの文書については、こういうことがありましたということで、この前もう皆さんに配っておりますから、それで流して終わりでいいんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 原則は副委員長が言われるとおりでと思うんですけど、問題になるのは、今回もそうですけど、発言自由の原則って一体何なのかっていうところが非常に問題になってくると思っています。もちろん言論の府による議員に、ここは保障されるべきですけど、この発言については多くの制約があつての自由だと認識しておりますので、そこも含めて何かあつたほうがいいかなって気がします。もちろん副委員長が言われるとおりでこんなもの常識ですよって話は話ですけど、こういう申入書を出されてきたのもあるので、何らかのアクションも必要ということできつきの提案を申し上げたということです。

河野朋子委員 今回陳情書を審査しようと思って、こちらとしてはそういう姿勢を取っていたわけですけど、結局、中身についてほとんど議論されていませんよね。本当にそれがどうだったのかっていうところまで審査していない時点でそれぞれ意見があつたと思うんですけど、そういった議論がなされずに取り下げられたので、その辺の確信というか、本当に議員の議論がどこまで許されるのかを。そういう話はほとんどテーブルに上がっていませんよね。その時点で、個人的な発言で御本人は謝罪されましたけど、議会全体に対してまでこうしてほしいって強く要望されること自体、ちょっと違和感があるんですよね。だから、さっきちょっと言ったように、この陳情書を取り下げられてそれに関連することであれば、あえてここで取り上げる必要がないんじゃないかっていう言い方をしたんです。申入れに対してはきちんと丁寧に返す必要があるとは思

んですけど、議会全体として本当にこういったことを強く指導していくということに対して受け入れるのかどうかっていうこと。あまりにも簡単にというか、その一部の意見というか、その辺りはどうなのかと思っていたので、ここについては、陳情書と付随して議論しないと、あまり中身が深まらないなということもあります。具体的にどういう回答をするとかそこまでの議論ができるのかなって、すごい違和感があったので、副委員長が言われるような趣旨と同意見ということを先ほど言ったということですよ。

高松秀樹委員 我々が議論したのは、最終的な落としどころってというか、結論をどこにするかって議論したんですけど、河野委員の発言は、最終的な前にこの発言そのものについて、どこがどうだったのかっていうことをここでしっかり議論すべきだということだと思っんです。僕も当該議員が執行部サイド又は全員協議会で発言がなければ、その真意を問うことも必要だと思っっていたんですけど、それは当該議員がもう既に行ったということで、この事案についてはもうちょっとなかなか踏み込めないんじゃないかなと思っっています。もちろん踏み込んでもいいんですけど、でも本人からすると、それについては一定の反省か何か分かりませんが既にして、謝罪行為を行っったってということになれば、そこは置いといて、最終的な結論だけ出すしかないのかなっていう気もします。もちろん今回の事案とは別に、副委員長もおっしゃたように、この発言についてどうあるべきかということはある一定の議論があってもいいとは思っいますが、そんなもんはもう常識だと思っっていますので、この議会運営委員会の場でそれをやったほうがいいのか、やらないほうがいいのかっていうのはなかなか微妙なところだと思っっています。だから結論から言うと、最後の結果の部分だけ、決定せざるを得ないと思っっています。

笹木慶之委員長 そのような形ですが、先ほど来からいろいろありますけど、この3行の中で、これは本会議の案件であったんですよ。ところが、気になるのは委員会等の公式の場においてということが付け加えられて

おるんですよ、この3行の中に。ということは、意味としては広くそう
いったことを強く指導されたいと、そういうことを言っておられるとい
うことは、前段の部分がもろに係っていない、引き金にはなっているけ
どね。ということになるわけです。だからそのことに対しての対応は少
し残ってくるのかなという気がしますが、先ほど来からありますように
この辺りは議長の取り計らい、あるいは委員長の取り計らいによってほ
とんど対処できると思います。とは申せ、議会全体の問題として何がし
かの方策は出すべきかとも思うわけです。あまり大げさにするというこ
とじゃなしにね。それをもって市長への回答という程度でないと、この
部分だけつまんで取って返したって意味がないような気がするわけす
よね。どうなんでしょうかね。非常に漠然として分かりにくい表現にな
っていますので。いかがでしょうか。30分たちましたのでちょっと
休憩をしましょう。10分間休憩します。40分から再開します。

午前10時29分 休憩

午前10時58分 再開

笹木慶之委員長 それでは、休憩を解いて審議を再開いたします。先ほどの続
きですが、市議会議員の発言についてを議題といたします。その後のお
考えをお聞きしたいと思います。

長谷川知司副委員長 市会議員の発言については、本会議又は委員会等につき
ましては、議長及び委員長の議事整理権を活用していただくということ
と同時に、議員においては今後も品位を高め、より一層責任ある発言を
するようということを経理から議員に伝えていただくということでは
うでしょうか。

笹木慶之委員長 今、副委員長から発言がありましたが、いわゆるより高めて
もらうということですね。ということを経理から議員に伝えるという提

案がありました、皆さんいかがでしょうか。

河野朋子委員 先ほど議論をいろいろした中での確認ですけど、そうなりますとこの申入れに対しての文書としての回答とは、あえてしないということですか。今の副委員長の意見はそういうことでしょうか。

長谷川知司副委員長 あくまでもこれは申入れという考えですので、文書では返さなくて口頭で議長から議員に伝えるということです。

笹木慶之委員長 そのような形ですが、ほかに御意見はありませんか。

矢田松夫副議長 今回の問題は、山田議員が無礼な発言をしたと、そういう言葉を使ったということで、執行部からこういうものが出たと思うんですよ、これを見てもみますと。この下の3行についてはもう既に政治倫理の議員の責務と中にうたってあるんですよ。それをあえてまたここで言うのかどうなのか。幼稚園じゃないけど、それは必要ないと思うんですよ。もう山田議員が謝罪して一件落着ということで整理してほしいと思うんですが。

河野朋子委員 当然、今回ちょっと個別のことで、陳情書も出たということで、一議員っていうかその個別の問題ではあったんですけど、そうは言っても、そういったことをきっかけに、これまできちんとしていると思っても気が緩んでそういったことがこれからあるかもしれないので、より一層そういうことを自覚しよう。何かの過失に対して厳しく指導するとかそういう問題ではなくて、これをきっかけにもう一度改めてこのことを再確認するという程度での発言だと思います。個別のことはしっかりそちらで解決したということで、これをきっかけに皆でもう一度原点に立ち帰ろうという呼び掛けを議長からしていただくということで、副委員長の提案に賛成したいと思います。

高松秀樹委員 ほぼ同意見なんですけど、副議長は前段部分はもう解決済みであると、後段部分は当たり前の話だということなんですけど、例えば今の副委員長がこういうふうに発言したらどうかっていう案について、何もないうちで発言するとももちろん議会の反発を招くと思いますが、実際、現実的にこういう文書が届いているということからすれば、何らかの発信は必要だと思います。もちろん執行部が言うように、例えば議場の秩序を乱したり品位を落としたり、又は個人のプライバシーに関する発言をしたりするのは許されない。これは自治法でもうちの会議規則でも恐らくうたってある条項で、当たり前といえば当たりのことだと思います。そういう場合にやはり僕は議長又は委員長、今回は議長なんですけど、議長が発言の取消し又は訂正要求をしっかりとするというのが一番大事なところになってくると思いますので、ここで議長が発言する必要はないんですけど、議場では事務局長と一緒に前に座っていらっしゃるので、そこはしっかり議事運営をしていただきたいと思います。結論としては副委員長が先ほど申された、そういう発言を議長からされるということでもいいんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員長 そういうことですが、ほかの方はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この議会運営委員会とすれば、先ほどございましたが、本会議や委員会については、議長や委員長が議事整理権をしっかりと行使していただいてより正常化に努めていただく。ついでには、委員の皆様方には品位を更に高めて、そして、責任ももちろん一層高めた発言をしていただきたいと。議長から、議員に伝達していただくということでもよろしゅうございますか。細かい文書の内容についてはまた整理しますが、そういうふうな形の中で議長から発言していただくということにしたいと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは4点目の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。前回の議運でもう既に配付してありますし、当委員会でも審議するという事になっておりましたが、この取扱いをいかがでしょうか。

御意見を頂きたいと思います。提出についてのお願いという文書が来ておりますが、これをいわゆる肯定的に受け止めるか、否定的に受け止めるかということになるかと思いますが。

長谷川知司副委員長 やはり地方財政から考えれば、この文書は肯定して、国に提出するのがいいと思います。

笹木慶之委員長 よろしいですね。内容的に見てみましてもやはり地方財政の財源を守るための一つの方策と考えたいと思いますが、これは取り上げて、提出することにしたいと思います。

中村議会事務局議事係長 この意見書を提出するという結論になりましたので、これも前回の議運の資料のときも書きましたが、上程することを決定したということになります。現在予定されております本会議の最終日に上程するということになりますので、これは日程追加が入ってきます。その案文も併せて前回たしかお付けしておりましたので、これに基づいて、事務局で正式な意見書を作成して、次回の議運に上程する前提でその文書もお示しするということでよろしいでしょうか。

笹木慶之委員長 この前回の中で線が引いて消してあるところがありますね。

中村議会事務局議事係長 これは一度意見書案が来た後に修正が来たもので、こちらが正しいものです。消してあるものが正しいということで御理解いただいていいです。

笹木慶之委員長 ということですから御確認をお願いしたいと思います。したがって、本件はそのように取扱いをさせていただきます。それでは5番目の山陽小野田市議会基本条例についてを議題とします。この件につきましては議論を高めていこうという矢先に、新型コロナウイルス感染症の拡大が進行したということで、そちらに議会としては全力を注ぐべき

だということで、しばらく保留しておきました。状況はまだまだいろいろございますけれども、本件については協議の必要が当然あるということで協議を再開させていきたいと思っております。ということで既に皆さん方にはしっかり前回、資料が配付されておりますので、かなり時間がありました。それぞれ、しっかり中身を見ていただいております。今日いきなりというわけにいきませんので、次の会議の日程を決めて、精力的に今後詰めていきたいと思っておりますが、そういう方向でよろしいですか。

河野朋子委員 たしか4月に、「5月に集中的に」というような話だったと思うので、そのときに、タイムスケジュールっていうかある程度工程表を委員長、副委員長のほうで出していただきたいとお願いしていたと思いますが、その後どうでしょうか。

笹木慶之委員長 その件についてはこういう状況下でしたので、様子が見えないのでまだ策定に至っておりません。したがって、会議を開催するに当たってそういう方向性を示しながら、議論を高めていきたいと思っております。それで私からの提案ですが、まず来週に1回開催したいと思っております。それで月曜日が総務文教常任委員会ですね。15、16日の辺りでいかがだろうかと思うんですが、これは事務局も含めての話になりますので、後にしましょうか。後ほど日程調整させてもらうということで、いずれにしても来週、まず開催して議論を高めていくということを確認しておきたいと思っております。

高松秀樹委員 今議運のメンバーは会派に入っているメンバーだけなので、無会派の議員も一定人数を委員外議員として検証には出席していただいて意見を述べていただくほうが、より精度の高い検証になるんじゃないかと思っております。

笹木慶之委員長 高松委員から委員外議員の出席についての発言がありました

が、皆さんいかがお考えでしょうか。異議はありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、これは議会全体の問題ですからそういう形で意見をまとめていくということが必要であろうかと思いますが、その方法論についてはいかがでしょうか。

高松秀樹委員 今4人いるんですよね。一般的な考え方は4人から1人、会派は3人で1人なんで、そういう考え方をするのか、それか2人で1人っていう考え方で、通常は3人で会派なんでこれ以上は駄目ですけど、6人会派が一つありますので、例えば6人会派はもう1人だけ委員外議員を出席させて一緒に意見を言ってもらえるのか。この二つかなという気はします。

笹木慶之委員長 一つは委員外議員が4人だから、4人で1人ということ、もう一つの考え方は4人で2人出してもらってとなれば、6人会派もあるので、6人会派はもう1人出すようにすれば、バランスが取れるという考え方ですが、いかがでしょうか。どちらにしても出ていただくということになれば、おおよそその二つしかないですよ。それから委員外議員ですから、当然変わっていいわけですよ、会議によって。高松委員はその辺はどのようにお考えですか。

高松秀樹委員 委員外議員はその度に議決を取るのだから代わっていいんですけど、継続性がある案件なんで、あまり次から次に代わられるとあれですけど、代われるか代われないかでいうと代われると思います。

長谷川知司副委員長 4名から1名となると、その4名がどのように意見をまとめるかというのも大変だと思いますので、会派に所属していない議員4名から2名。それと6名いらっしゃる会派からもう1名ということで計3名の増加ということでどうかと思いますが。

笹木慶之委員長 副委員長から3名増加案が再提案されましたが、よろしいで

すかね。広く意見を求めるということからすれば、そのほうがいいと思います。それでは、本件については委員外議員の出席を求めて、そして、無党派からはお2人、6人会派の令和からもう1人出ていただいてということで進めたいと思います。それは次回からにしますか。（「はい」と呼ぶ者あり）次回からね。ということは、それを含めて案内をお願いしたいと思います。ほかにはありませんね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議会基本条例の取扱いについては、来週、審議するというので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。最後になりましたがその他を議案とします。何かその他でありますか。事務局は特にありませんか。

中村議会事務局議事係長 特にありません。

笹木慶之委員長 委員の皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは、以上で第40回の議会運営委員会を閉じます。お疲れでした。

午前11時15分 散会

令和2年（2020年）9月11日

議会運営委員長 笹木慶之